<論 文>

自己情報コントロール権と東アジアの立憲主義10

瀬 東 昇 * 訳:小 田 美佐子 **

Data Self-determination and Constitutionalism in East Asia

DONGSHENG ZANG

Translator: Misako Oda

This paper examines the theory of data self-determination in privacy litigations in Japan, South Korea and Taiwan in three areas: fingerprint, identification number and GPS (global positioning system) search. It argues that in each of these areas, courts in East Asia demonstrated a stronger inclination in applying data self-determination theory than either courts in the United States or the European Union. This makes East Asia uniquely a "third sphere" in the debates on privacy outside Western democracies.

Keywords: privacy, self-determination, data, constitutionalism, East Asia

キーワード:プライバシー、自己決定、情報、立憲主義、東アジア

^{*} ワシントン大学ロースクール准教授

^{**} 立命館大学法学部准教授

1. はじめに

今日、インターネットやソーシャルメディアの発達により、監視社会(surveillance society)の概念は、東アジア社会において広く用いられるようになっている²⁾。インターネット技術やソーシャルメディアプラットフォームは、権威主義社会にかつてない監視能力をもたらしているが、「監視社会」は民主的な立憲主義社会に深刻な課題を突きつけている。東アジアにおいて、日本、韓国および台湾は三権分立を基本とした立憲主義体制をとっているが、法的な伝統という点では、北東アジア社会はヨーロッパ大陸法の伝統を踏襲し、人格権理論に基づいてプライバシー権を解釈してきた。とりわけ、個人情報の「自己情報コントロール権」理論は、1983年の「国勢調査法」事件におけるドイツ憲法裁判所の判決に由来している³⁾(Paul Schwartz, 1989)。そのため、ヨーロッパは東アジアの立憲主義社会に「素地」と「用途」という二つの要素を提供してきた。他方で、日本で最も影響力のある佐藤幸治教授は、1980年代初頭から「自己情報コントロール権」理論を模索し始め(佐藤幸治、1981)、主に戦後アメリカの初期のプライバシー権の学説に影響を受けている⁴⁾。このように、東アジアの立憲主義社会は、アメリカの立憲主義の要素を吸収し、とりわけ市民社会の動員において、訴訟を中心に、憲法解釈による権利の発展を推進し、「素地」と「用途」の健全な相互作用のための強力な推進力となっているのである。

本稿は、プライバシー権の視点から、東アジア立憲主義体制の「監視社会」への対応力を検討し、東アジアの立憲主義体制におけるインターネット上の個人情報の「自己情報コントロール権」理論の展開を考察することを目的とするものである。そのため、本稿では、近年東アジアで活発化している憲法訴訟の中から、指紋、ID、衛星測位システム(GPS)の3分野を選択している。本稿は、東アジアの立憲主義体制が「自己情報コントロール権」理論を導入することにより、単に欧米のプライバシー理論の受容・吸収にとどまらず、欧米より強いプライバシー保護を意図的に選択したことを明らかにしようとするものである。これは、インターネット時代における東アジアの立憲主義の発展の新たな特徴と言えるかもしれない。

2. 監視社会に直面したときの憲法判断

(1) 指紋

指紋は、現代のバイオメトリクス認証情報として、とりわけ犯罪の証拠としてイギリスやアメリカで用いられるようになったのは、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのことである (Cyril John Polson,1950)。1911 年に、イリノイ州最高裁判所は、指紋を刑事裁判の証拠とすることができるとの判決を下した $^{5)}$ (John Henry Wigmore,1913)。ニューヨーク州では、被疑者を逮捕した後、警察官が強制的に指紋を採取する慣行が認められ $^{6)}$ (A.M. Kidd,1919)(Simon A.

Cole,2005)、ニュージャージー州では、後に無実が証明された場合でも、警察は逮捕時に採取した指紋を保持する権限を持っていた?。また、指紋の利用は、早くから犯罪の領域を超えていた。ニューヨーク市では1910年から市の職員に指紋の提出を義務づけており、営業許可証の申請でも会社の代表者の指紋の提出を求めていた®。インディアナ州では、質屋免許の取得に指紋の提出が必要であった®)。指紋利用の初期は、米国でプライバシー保護運動が始まった時期と重なるが(Samuel Warren & Louis Brandeis,1890)、この時期、プライバシー保護訴訟はあまり成功しなかった 100。1960年代と1970年代のプライバシー権運動においても、指紋は依然として認可されていなかった。1969年に、ニューヨーク州は、ニューヨーク証券取引所での雇用条件として指紋の提出を義務づける法律を制定した。ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、この法律はプライバシーの権利を侵害していないとの判決を下した 110。このような背景から、1986年にカリフォルニア州最高裁判所は、運転免許取得のために指紋の提出を求めるカリフォルニア州「自動車車両法」の規定は、カリフォルニア州憲法のプライバシー権規定に違反しないとする判決を下した 120。この判例は現在も有効である 130。

日本では、早くも 1964 年に東京地方裁判所は、プライバシー権が憲法 13 条によって認められ、保護されることを認識していた ¹⁴⁾。この判決により、東アジアの立憲主義体制はプライバシー権保護の道を歩み始めた。日本や韓国における指紋問題の訴訟は、米国での展開をほぼ踏襲しており、保護の程度はそれほど高くはない。1995 年 12 月に、日本の最高裁判所は、プライバシーに言及しつつ、憲法第 13 条によって「みだりに指紋の押捺を強制されない自由」が在留外国人にも等しく保障されるとした上で、在留外国人に指紋の押捺を求める「外国人登録法」の立法目的に十分な合理性があり、必要性も肯定できるため、憲法第 13 条に違反しないとの判決を下した ¹⁵⁾。

2005 年 5 月に、韓国の憲法裁判所は、17 歳以上の国民が戸籍謄本を申請する際に 10 指の指紋を提出しなければならないとする韓国の「戸籍法」の規定は、個人情報の自己決定という憲法の原則に反しないとして、過度の要求には当たらないとする判決を下した ¹⁶⁾。

2005年(民国94年)9月28日に、台湾司法院大法官憲法解釈会議(現憲法裁判所)は、釈字第603号において、身分証明書の申請に指紋の提出を求める台湾の「戸籍法」第8条の規定は、憲法上のプライバシー権を侵害するとの判断を示した「17」。この判決は、個人情報の自己情報コントロール権理論を導入し、指紋のプライバシー権に関する日韓米の認識を打ち破り、「国家が特定の重大な公益目的に基づき、指紋を大規模に収集・記録し、保存のためのデータベースを構築する必要がある場合には、収集目的を法律で明確に規定し、収集範囲および方法は重大な公益目的の達成と密接な必要性および関連性がなければならない。かつ、法律で定められた目的以外での利用は明文規定で禁止しなければならない」としている。大法官憲法解釈会議は、1986年のカリフォルニア州最高裁判決に注目したが「18」、より強力なプライバシー保護を選択した。

(2) ID

米国では、国民 ID カードはないものの、1936 年に導入された社会保障番号(social security number)は、当初は社会福祉分野でのみ利用されていたが、1960 年代のコンピューターの出現により、社会のあらゆる分野で利用が進み、事実上身分証明書として機能している。1970 年代以降、社会保障番号の福祉分野以外での利用を防ぐために、市民がプライバシーを理由に裁判を起こしたが、すべて失敗に終わっている(Stephen Mayer,1978)。例えば、イリノイ州の公共福祉局では、政府からの給付金を申請する場合、子供を含む家族全員が社会保障番号を提出することを義務づけている。1980 年に、第7巡回区控訴裁判所は、この要件はプライバシー権を侵害しないとの判決を下した「19」。社会保障番号の普及は、本人確認を容易にする一方で、なりすまし犯罪の格好のターゲットにもなっている(Jonathan J. Darrow & Stephen D. Lichtenstein,2008)。

日本では、1999年(平成11年)の住民基本台帳法の一部を改正する法律により、住民基本 台帳ネットワークシステム(住基ネット)は、氏名、生年月日、性別、住所などの個人情報を 含み、選挙登録、健康保険の被保険者資格確認、児童福祉の資格確認、学齢確認、予防接種、 印鑑などに広く利用されているが、住基ネットは憲法13条のプライバシー権を侵害するとし て、住民が提起した訴訟において、日本の最高裁は 2008 年に、行政当局が住民の身元情報を 第三者に開示したり、公にしたりしない限り、憲法 13 条の保障する自由(伝統的プライバシー 概念の範疇に属する「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」)を 侵害するものではないと判断した<table-container>。原告(被上告人)らは、プライバシー権の一部として自 己情報コントロール権を主張したが、最高裁は自己のプライバシーに関わる情報の取扱いにつ いて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする主張には理由がないとしている。 また、住民基本台帳法(住基法)はすでに個人情報の利用に制限を加え、本人確認以外の目的 での個人情報の利用を明確に禁止しており、違反した場合の罰則も明確であり、審議会の監督・ 執行があるため、本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱 して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできないと判断し た。近年、日本では 2015 年に導入された、住民票コード、社会保障番号、税番号を一体化し たマイナンバー制度に関する訴訟が東京、名古屋、大阪等で相次いでいる。2019 年 9 月に横浜 地裁で初判決が下されているほか、仙台では2021年5月に高裁判決が出ている20。これらの 訴訟において、原告側は、同制度による漏洩等の危険性を指摘し、憲法 13 条のプライバシー権、 自己情報コントロール権を主張している。日本の下級裁判所は、マイナンバー制度は正当な行 政目的に合致しており、個人情報の利用についても法的制限を加えているため、憲法に違反し ないと一致した判断を行っているが、日本の最高裁判所はまだ最終的な判断を下していない。

台湾では、1947 年から身分証明書制度が実施され、1966 年から身分証明書番号が確立されているが (Yung-hua Kuo & Po-liang Chen,2016)、2015 年以降、台湾の内政部はチップ ID カー

ド制度を提唱している。しかし、台湾人権促進協会と 60 名の原告は、2020 年 7 月から内政部 に対して行政訴訟を提起した。

韓国では、身分証明書制度は社会福祉番号に基づいている。2014年1月に、韓国のクレジットカード会社3社がハッキングされ、2,000万人分の個人情報が盗まれる事件が発生し、個人情報の安全性に対する懸念が広がった(Choe Sang-Hun,2014)。韓国国民が「戸籍法」の規定に基づいて身分証明書番号の変更を求めたが、政府がこれを拒否した事件で、韓国の憲法裁判所は2015年12月23日に、身分証明書番号の変更を認めない「戸籍法」の関連規定は憲法の適正原則に違反し、国民の個人情報の自己情報コントロール権を侵害するとの判決を下した220。韓国憲法裁判所の判決は、「自己情報コントロール権」理論の勝利であり、身分証明書番号のプライバシー保護に突破口を開くものである。

(3) GPS

警察による衛星測位システム(GPS)を利用した捜査行為であるが、警察は、裁判官の発行 する捜査令状なしに、犯罪捜査のために測位システムを使用することができるのか。ドイツ警 察は、1995 年 12 月から 1996 年 2 月にかけて、連邦検察官の命令により、測位システムを使っ て犯罪被疑者の動向を追跡・記録していたが、法廷において、同人は裁判所の令状なしに測位 システムを使用したのは、刑事訴訟法に違反しており、プライバシー権の侵害に当たると主張 した。デュッセルドルフの控訴裁判所はこれらの主張を退け、最終的に 1999 年に被告人に有 罪判決を下した。被告人は、ドイツ連邦司法裁判所と連邦憲法裁判所に上訴したが、両裁判所 は、ドイツ刑事訴訟法は測位システムを使った警察の捜査を認めていると判断し、被告人の主 張を退けた。その後、欧州人権裁判所に対する申し立てが行われたが、2010年の欧州人権裁判 所判決において23、ECtHRは、測位システムによる監視は、欧州人権条約第8条で保護され る被告人の私生活を侵害すると判断した240。しかし、このプライバシー権の侵害に十分な法的 根拠はあったのであろうか。ECtHR は最終的に、ドイツの刑事訴訟法は警察が測位システム を使用することを認めているとするドイツの裁判所の一致した解釈は合理的であると判断した のである 50。さらに、監視の期間が比較的短く、GPS による監視は警察がすでに授権されて いた監視手法の一部に過ぎなかったことから、ECtHR は最終的に、本件における GPS の使用 は欧州人権条約第8条に違反しないと判断した。

米国では、2012年に最高裁が下したジョーンズ判決で、警察が令状なしに被疑者の車に位置確認装置を取り付け、その装置からの信号で被疑者を追跡したことは、憲法修正第4条に違反するとした²⁶⁾。それから5年後の2017年(平成29年)3月に、類似の訴訟で、アメリカの憲法修正第4条と類似の日本国憲法第35条違反を認定する日本の最高裁判決が下されている²⁷⁾。日本の最高裁は、憲法35条は公権力による個人の意思に反しての私的領域への侵入から保護しており、プライバシー権を侵害する可能性のある位置特定装置を用いて捜索を行い、憲法上

保護される重要な法益の侵害から保護しているため、令状が必要であるとしている。その数ヵ月後、台湾の最高裁判所は、王育洋秘密妨害事件において、警察による測位システムの利用は「強制捜査」に該当し、原告の憲法上のプライバシー権を侵害するとする類似の判決を下している²⁸。このように、日本と台湾の最高裁は、GPS に関して、明らかに米国の動向に追随しており、欧州人権裁判所よりも積極的な保護姿勢をとっている。

	日本	韓国	台湾	米国
指紋	外国人指紋押捺拒否事件	韓国憲法裁判所	台湾大法官釈憲第	アメリカカリ
	の最高裁第三小法廷平成	2005年5月26日判	603 号 2005 年 9 月	フォルニア州最
	7年12月15日判決は、	決は、戸籍カードの	28日判決では、台	高裁判所 1986 年
	外国人登録法が在留外国	申請に、17歳以上	湾戸籍法第8条が、	7月24日判決で
	人に指紋押捺を義務付け	の国民は10指の指	身分証明書を受け取	は、同州の「自
	ているのは、憲法13条	紋を提出しなければ	る場合に、指紋を押	動車車両法」が
	に違反しないとしてい	ならないとする韓国	捺し、かつ登録保存	免許の申請に指
	る。	戸籍法の規定は、憲	しなければならず、	紋を求める規定
		法の個人情報自己決	指紋を押捺しない者	は、カリフォル
		定原則に違反するも	には身分証明書を発	ニア州憲法に違
		のではなく、過度の	給しないと規定する	反しないとして
		要求にはならないと	のは、憲法第22条、	いる。
		している。	第23条に違反する	
			としている。	
ID	各個人番号利用差止等請	韓国憲法裁判所		McElrath v.
	求控訴事件の仙台高裁令	2015年12月23日判		Califano事件で、
	和3年5月27日判決は、	決は、戸籍法の規定		1980年に、第7
	国による個人番号の収	が身分証明書番号の		巡回区控訴裁判
	集・保存・利用及び提供	変更を認めていない		所は、要扶養児
	の行為が、プライバシー	のは、憲法の比例原		童家庭扶助制度
	権を侵害する違法な行為	則に違反し、国民の		による扶助を受
	であるとは認められず、	情報に対する自己決		ける際の社会保
	憲法13条によって保障	定権を侵害するとし		障番号提示の義
	された「個人に関する情	ている。		務付けは合憲だ
	報をみだりに第三者に開			としている。
	示または公表されない自			
	由」を侵害されたとは認			
	められないとしている。			

GPS 窃盗、建造物侵入、傷害 被告事件の最高裁大法廷 平成 29 年 3 月 15 日判決 は、憲法35条の保障対 象には「住居、書類及び 所持品 | に進ずる私的領 域に侵入されることのな い権利が含まれ、GPS 捜査は、個人のプライバ シーの侵害を可能とする 機器をその所持品に秘か に装着することによっ て、合理的に推認される 個人の意思に反してその 私的領域に侵入する捜査 手法であり、令状がなけ れば行うことができない 強制の処分だとしてい る。

の台湾最高裁判所 Jones 事件で、 2017年12月4日判 2012年に、アメ 決は、密輸事件の捜リカ最高裁判決 査で令状を取得せず は、警察が令状 に、GPS 装 置 を 原 | を 取 得 せ ず に、 告の貨物車に取り付し被上告人の車に け、同車の位置・時 GPS 装置を付着 間・行き先を記録しし、使用したこ た警察の「強制捜査」とは、憲法修正 は、憲法上保障され 第4条が禁止す る原告のプライバる「不合理な捜 シー権を侵害すると 索」に該当し、 している。

王育洋秘密妨害事件 United States v. 令状の取得が必 要だとしている。

3. おわりに

現状からみると、北東アジアの立憲主義体制は、小強い発展を見せているようである。北東 アジアの憲法訴訟は、ヨーロッパ大陸の人格権の理論的枠組みを徐々に吸収・発展させ、プラ イバシー権の「自己情報コントロール権 | 概念をネット社会における個人情報に導入している。 この点、2005 年に台湾の大法官憲法解釈(憲法裁判所)は率先して自己情報コントロール権理 論をプライバシー権の解釈に用いているが、インターネット時代における東アジア全体の立憲 主義的法思想に寄与するものである。当然のことながら、「自己情報コントロール権」理論を 解釈するにあたり、裁判所はプライバシー権と公益性・効率性のバランスをとる必要があるた め、「自己情報コントロール権」理論それ自体が万能であるとは言えない。しかし、台湾や韓 国の憲法裁判所、日本の最高裁判所は、「自己情報コントロール権」理論を他の憲法原則(比 例原則や法の支配など)と合わせて解釈し、法律の合憲性を審査している。こうした憲法上の 原則を用いることで、裁判所はインターネット時代において、市民と国家の利益を調整する橋 渡し役として、独自の役割を担うことができるようになっている。その過程で、東アジアの立 憲主義体制は、プライバシー権において欧米と並行した発展を遂げただけでなく、欧米から学 びながらしばしば脱皮し、意識的により強力な保護を選択し、欧米を超える新たな推進力を形 成しつつある。

注

- 1) 本稿は、2022年3月27日に静岡大学サステナビリティセンターが主催した国際シンポジウムにおける筆者の発言内容に加筆を行ったものである。招聘に感謝を申し上げるとともに、朱曄先生と小田美佐子先生のご助力とご指摘に感謝を申し上げる。
- 2) 監視社会の概念は、カナダの社会学者 David Lyon が用い始めたものであるが、彼の著作を 2002 年に河村一郎氏が日本語に翻訳したのは、デイヴィッド・ライアン著、河村一郎訳『監視社会』(青土社、2002 年)である。最近、ショシャナ・ズボフ(Shoshana Zuboff)の新著は台湾で翻訳出版されているが、温澤元、林怡婷、陳思穎訳『監控資本主義時代』(時報出版社、民国 109 年(2020 年))である。無論、インターネット時代以前にも、フランスの社会学者ミシェル・フーコー(Michel Foucault)とイギリスの社会学者アンソニー・ギデンズ(Anthony Giddens)は、「監視国家」の現象について論述している。
- 3) Census Act Case, 65 BVerfGE 1 (1983)
- 4) 例えば、佐藤先生は、1960 年代のアメリカ留学期間中に、アメリカの初期のプライバシー権学者 Alan F. Westin と Charles Fried の影響を受けていた。
- 5) People v. Jennings, 252 Ill. 534 (Ill. 1911)。著名なアメリカ証拠法学者ジョーン・ヘンリー・ウィグモア (John Henry Wigmore) は、比較的初期に著作の中で指紋について論じている。
- 6) Hawkins v. Kuhne, 153 App. Div. 216, 219 (1913), aff'd 208 N.Y. 555 (1913)。最近の約 20 年において、 指紋の有効性は、ますます多くの疑念を持たれるようになっている。
- 7) Fernicola v. Keenan, 136 N.J.Eq. 9, 30 A.2d 851 (Ch. N.J. 1944)。類似の判決には、例えば、State v. Tyndall, 66 N.E.2d 755 (Ind. 1946) がある。
- 8) M. Itzkowitz & Sons v. Geraghty, 139 Misc. 163, 247 N.Y.S. 703 (Supr. Court N.Y. 1931), Friedman v. Valentine, 177 Misc. 437, 30 N.Y.S.2d 891 (Supr. Court N.Y. 1941).
- 9) Medias v. City of Indianapolis, 23 N.E.2d 590 (Ind. 1939).
- 10) 一つの例外な判決は、ニューヨーク裁判所の Owen v. Partridge 事件の 1903 年判決であるが、指紋が プライバシーに属するとあいまいに認めている。この時期、ニューヨーク上訴裁判所(New York Court of Appeals)はプライバシー権の論争において否定的な立場をとっていたが、Roberson v. Rochester Folding Box Co. 事件の 1902 年判決に表れている。1903 年の州議会立法(N.Y. Sess. Laws 1903, ch. 132, §§ 1-2)はこの判決を正したが、同判決は長期にわたり、ニューヨークのプライバシー権にマイナスの影響を与えていた。
- 11) Thom v. New York Stock Exchange, 306 F.Supp. 1002 (S.D.N.Y. 1969), aff'd Miller v. New York Stock Exchange, 425 F.2d 1074 (2nd Cir. 1970) $_{\circ}$
- 12) Perkey v. Department of Motor Vehicles, 42 Cal.3d 185, 721 P.2d 50 (Cal. 1986) $_{\circ}$
- 13) West's Ann. Cal. Vehicle Code § 12800 (2019)
- 14) 東京地裁昭和39年9月28日判決(下級裁判所民事判例集15卷9号2317頁)。
- 15) 最高裁第三小法廷平成7年12月15日判決(最高裁判所刑事判例集49卷10号842頁)。
- 16) Constitutional Court Decision, 99 Hun-Ma 513 and 2004 Hun-Ma 190 (May 26, 2005).
- 17) 司法院釋字第603號(民國94年09月28日)。
- 18) 大法官林子儀賛同意見書、司法院釋字第603號。
- 19) McElrath v. Califano, 615 F.2d 434 (7th Cir. 1980).
- 20) 最高裁第一小法廷平成20年3月6日判決(最高裁判所民事判例集62巻3号665頁)。
- 21) 仙台高裁令和 3 年 5 月 27 日判決。LEX/DB 文献番号 25571563。

- 22) Constitutional Court Decision, 2014 Hun-Ma 449, 2013 Hun-Ba 68 (December 23, 2015).
- 23) Uzun v. Germany, application no. 35623/05, European Court of Human Rights (Dec. 2, 2010).
- 24) Uzun v. Germany, para.52°
- 25) Uzun v. Germany, para.68°
- 26) United States v. Jones, 565 U.S. 400 (2012).
- 27) 最高裁大法廷平成 29年3月15日判決 (最高裁判所刑事判例集71卷3号13頁)。
- 28) 最高法院 106 年度台上字第 3788 号 (2017 年 12 月 4 日)。

引用文献

- Paul Schwartz, "The Computer in German and American Constitutional Law: Towards an American Right of Informational Self-Determination," 37 American Journal of Comparative Law 675 (Fall 1989, No.4).
- 佐藤幸治『憲法』(青林書院新社 現代法律学講座、1981年)。
- 「自己情報コントロール権と個人情報保護の今後」https://www.hummingheads.co.jp/reports/interview/s091007/interview43_01.html (2022 年 5 月 2 日最終閲覧)。
- Cyril John Polson, "Finger Prints and Finger Printing: An Historical Study, I" 41 *Journal of Criminal Law and Criminology* 495 (Nov./Dec. 1950, No.4), "Finger Prints and Finger Printing: An Historical Study, II" 41 *Journal of Criminal Law and Criminology* 690 (Jan./Feb. 1951, No.5).
- John Henry Wigmore, The Principles of Judicial Proof as Given by Logic, Psychology, and Experience 79 (Boston: 1913).
- A. M. Kidd, "The Right to Take Fingerprints, Measurements and Photographs," 8 *California Law Review* 25 (Nov. 1919, No.1).
- Simon A. Cole, "More than Zero: Accounting for Error in Latent Fingerprint Identification," 95 *Journal* of Criminal Law & Criminology 985 (Spring 2005, No.3).
- Samuel Warren & Louis Brandeis, "The Right to Privacy," 4 $Harvard\ Law\ Review\ 193$ (Dec. 1890, No.5) $_{\circ}$
- "Collecting and Computerizing Fingerprints and Using Them for Investigation Purposes," https://www.privacy.go.kr/eng/enforcement_01.do (2022 年 5 月 2 日最終閲覧)。
- Stephen Mayer, "Privacy and the Social Security Number: Section 1211 of the Tax Reform Act of 1976," 6 Rutgers Journal of Computers and the Law 221 (1978, No.2).
- Jonathan J. Darrow & Stephen D. Lichtenstein, "Do You Really Need My Social Security Number Data Collection Practices in the Digital Age," 10 North Carolina Journal of Law and Technology 1 (Fall 2008, No.1) o
- 総務省ウェブサイト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/gaiyou.html(2022 年 5 月 2 日最終閲覧)。
- Yung-hua Kuo & Po-liang Chen, "Identity Laws and Privacy Protection in a Modern State: The Legal History Concerning Personal Information in Taiwan (1895-2015)," 25 Washington International Law Journal 223 (Apr. 2016, No.2).
- 拒絕數位身分證! 民團發起集體訴訟提告內政部 (2020 年 7 月 31 日) https://www.tahr.org.tw/news/2742 (2022 年 5 月 2 日最終閲覧)。
- Choe Sang-Hun, "Theft of Data Fuels Worries in South Korea," New York Times, Jan. 20, 2014, https://www.nytimes.com/2014/01/21/business/international/theft-of-data-fuels-worries-in-south-korea. html (2022 年 5 月 2 日最終閱覧)。
- "Change of Resident Registration Number Case," https://www.privacy.go.kr/eng/enforcement_01.do (2022 年 5 月 2 日最終閲覧)。